

○相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例施行規則

昭和62年7月31日
規則第46号

(趣旨)

第1条 この規則は、相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例(昭和62年相模原市条例第22号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定める。

(適用除外建築)

第2条 条例第2条第2号に規定する規則で定める増築又は改築とは、次に掲げるものとする。

- (1) 増築 客室以外の用に供する部分に係るもので、その床面積の合計が50平方メートル以下のもの
- (2) 改築 客室、玄関、フロント又は帳場、ロビー等、食堂、レストラン又は喫茶室(以下「食堂等」という。)及び会議、宴会、催物等に使用することのできる施設(以下「会議室等」という。)以外の用に供する部分に係るもの

(一部改正〔平成19年規則154号〕)

(構造等の基準)

第3条 ロビー等、食堂等及び会議室等の床面積は、別表第1に掲げる数値以上とする。

2 条例第4条第1項第6号本文に規定する規則で定める割合は、1人用の客室(床面積が20平方メートル以下のものをいう。)の数が、客室総数の2分の1以上とする。

3 条例第4条第1項第6号ただし書に規定する規則で定める法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設は、次に掲げるもので、その形態が青少年の健全な育成及び快適で良好な生活環境の実現に反するおそれがないと市長が認めるものとする。

- (1) 専ら飲食、湯治、団体宿泊その他これらに類するものの用に供することを目的とするもの
- (2) 集会、宴会、飲食、買物、催物等多目的な利用に供される施設及び構造を有し、かつ、宿泊施設と一体的な利用が可能なもの

4 条例第4条第1項第9号に規定するホテル等の建築の適正化のために必要な基準で規則で定めるものは、別表第2に掲げるとおりとする。

5 条例第4条第1項ただし書に規定する規則で定める簡易宿所は、カプセルホテル、民宿、キャンプ場に設置されるロッジ、バンガロー、コテージ及び常設のテントその他これらに類するものとする。

(一部改正〔平成19年規則154号・20年71号・24年34号・30年73号〕)

(収容人員の算定)

第4条 条例第4条第2項に規定する収容人員は20平方メートル以下の客室1室につき1人、20平方メートルを超える客室1室につき2人として算出するものとする。

(事前相談)

第5条 条例第5条第1項の事前相談書は、ホテル等建築事前相談書(以下「相談書」という。)とする。

2 相談書には、次条第3項に規定する図書(付近住民等説明経過報告書を除く。)及び階別・客室別床面積算定表を添付しなければならない。ただし、市長が必要ないと認める場合は、当該図書の一部を添付することを要しない。

(追加〔平成24年規則34号〕)

(届出)

第6条 条例第6条第1項に規定する届出は、ホテル等建築計画届出書(以下「届出書」という。)正本1通及び副本1通を市長に提出することにより行う。

2 前項の届出は、次に掲げる行為の前に行う。ただし、確認を要しない建築に係る届出については、当該建築に着手する前に行う。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定による開発行為の許可申請書の提出
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請書の提出又は同法第6条の2第1項の規定による確認を受けようとすること(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)。ただし、同法第18条第2項に規定する場合にあっては、計画通知書の提出

3 第1項の届出書正本1通及び副本1通には、それぞれ次の表に掲げる図書(現況写真を除く。)を添付しなければならない。ただし、前項ただし書に規定する建築に係る届出書については、当該図書のうち市長が必要と認めるものとする。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図(縮尺2,500分の1)	方位、道路及び目標となる地物
建築物用途別周囲現況図(縮尺2,500分の1)	届出に係る建築物の敷地境界線から半径100メートル以内にある建築物の用途及び配置状況
配置図(縮尺100分の1又は200分の1)	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、届出に係る建築物と他の建築物との別、緑化の状況並びに敷地に接する道路の位置及び幅員

各階平面図(縮尺100分の1又は200分の1)	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積(客室にあつては定員)並びに主要部分の寸法
客室平面詳細図(縮尺50分の1)	縮尺、方位、構造及び主要部分の寸法
立面図(縮尺100分の1又は200分の1)	縮尺及び開口部の位置
断面図(縮尺100分の1又は200分の1)	縮尺、建築物の床の高さ、各階の天井の高さ、軒の高さ、全体の高さ並びに軒及びひさしの出
完成予想図	1 外観の意匠及び色彩 2 フロント又は帳場の展開状況
屋外広告物関係図	意匠、形態及び色彩
客室内仕上げ表	客室内の仕上げ及び色彩
外部仕上げ表	外壁及び屋根の仕上げ又は色彩
現況写真	敷地の現況がわかるよう敷地の周囲から撮影した写真及びホテル等建築計画概要標識を設置した状況を撮影した写真
付近住民等説明経過報告書	説明会等の場所、日時、出席者及び内容

4 前項に規定する図書のほか、市長が必要と認める場合には、その他参考となる図書を添付させができる。

(一部改正〔平成11年規則42号・20年71号・24年34号〕)

(同意及び不同意)

第7条 条例第6条又は第7条の規定による同意の可否は、条例第6条第1項に規定する者に対し、ホテル等建築同意書又はホテル等建築不同意書を交付することにより行うものとする。

(一部改正〔昭和63年規則3号・平成20年71号・24年34号〕)

(標識の設置)

第8条 条例第9条第1項に規定する標識は、ホテル等建築計画概要標識とする。

2 前項の標識は、第6条第1項に規定する届出書を提出後3日以内に設置するものとする。この場合において、第6条第3項に規定する現況写真を提出しなければならない。

3 第1項の標識の記載事項に変更を生じたときは、直ちに必要な訂正を行うものとする。

(一部改正〔昭和63年規則3号・平成20年71号・24年34号〕)

(住民等の範囲)

第9条 条例第9条第2項に規定する当該敷地付近の住民等とは、ホテル等の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内の土地所有者又は建物所有者及び居住者をいう。

(一部改正〔昭和63年規則3号・平成24年34号〕)

(中止命令)

第10条 条例第10条の規定によるホテル等の建築の中止は、当該中止を命じようとする者に対し、ホテル等建築中止命令書を交付することにより行うものとする。

(一部改正〔昭和63年規則3号・平成20年71号・24年34号〕)

(公表)

第11条 条例第11条の規定による公表は、相模原市掲示場への公告その他適當と認められる方法により行うものとする。

2 前項の公表は、次の事項について行うものとする。

(1) 氏名及び住所又は法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名

(2) 違反の事実

(3) その他市長が必要と認める事項

(一部改正〔昭和63年規則3号・平成24年34号〕)

(勧告)

第12条 条例第12条の規定による勧告は、相模原市ホテル等建築勧告書により行うものとする。

(一部改正〔昭和63年規則3号・平成20年71号・24年34号〕)

(身分証明書)

第13条 条例第13条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証(別記様式)によるものとする。

(一部改正〔昭和63年規則3号・平成20年71号・24年34号〕)

(様式)

第14条 この規則の規定により使用する書類(別記様式を除く。)の様式は、別に定める。

(追加〔平成20年規則71号〕)

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(一部改正〔昭和63年規則3号・平成20年71号〕)

附 則

この規則は、昭和62年9月1日から施行する。

附 則(昭和63年3月5日規則第3号)

- 1 この規則は、昭和63年3月15日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第2の規定は、この規則の施行の日以後のホテル等の建築で、同日以後建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書を提出するホテル等の当該建築について適用する。
- 3 この規則施行の際現に改正前の相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例施行規則によつて定められた様式の用紙が残存するときは、当該用紙が残存する間、所要の修正をして使用することができる。

附 則(平成9年4月1日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年4月30日規則第42号)

この規則は、平成11年5月1日から施行する。

附 則(平成17年3月1日規則第10号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月1日規則第154号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年8月1日規則第71号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第34号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月15日規則第73号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(全部改正〔平成20年規則71号〕、一部改正〔平成30年規則73号〕)

収容人員の区分	10人以下の場合	10人を超えて20人以下の場合	20人を超えて30人以下の場合	30人を超えて50人以下の場合	50人を超える場合
ロビー等の床面積	4平方メートル	20平方メートル	30平方メートル	40平方メートル	50平方メートル
食堂等の床面積	9平方メートル	20平方メートル	30平方メートル	40平方メートル	50平方メートル
会議室等の床面積	9平方メートル	20平方メートル	30平方メートル	30平方メートル	30平方メートル

備考

- 1 食堂等の床面積は、調理室又は配膳室の床面積を含む。
- 2 客室総数の2分の1以上が和室である施設については、専ら飲食の用に供する宴会場又は広間を食堂等とみなすことができる。
- 3 収容人員が10人以下の場合においては、食堂等を会議室等とみなすことができる。
- 4 収容人員が10人以下の場合においては、ロビー等及び食堂等(調理室又は配膳室の床面積を除く。以下同じ。)の床面積を合計した数値がこの表に規定するロビー等及び食堂等の床面積を合計した数値以上であるときは、ロビー等及び食堂等の区分をしないことができる。

別表第2(第3条関係)

(全部改正〔平成20年規則71号〕、一部改正〔平成24年規則34号・30年73号〕)

項目	基準
玄関	<ol style="list-style-type: none"> 1 玄関周辺の外部から内部を見通すことができる開口部の幅員の合計が1.6メートル以上であること。 2 1階部分に位置するものであること。ただし、敷地の形態、周辺の地形、建築物の権利関係等により、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。
ロビー等	<ol style="list-style-type: none"> 1 玄関と同一の階に位置するものであること。 2 待ち合わせ又は談話ができる椅子、テーブル等の設備を有すること。ただし、収容人員が10人以下の場合は、この限りでない。
フロント	<ol style="list-style-type: none"> 1 玄関から容易に見えるよう客等が通過する場所に位置すること。 2 相対して客等と従業員が直接面接でき、ガラス、カーテン等の遮へい物のない構造であること。 3 フロント又は帳場内には、客室のかぎを保管する設備を有すること。
食堂等	客等の利便を考慮した配置及び構造であること。
会議室等	<ol style="list-style-type: none"> 1 会議室は、研修会議等ができる施設とし、机又はテーブル、椅子、黒板等の設備を有するものであること。 2 宴会場は、飲食等ができる形態のものであること。

客室	1 出入口は、フロント等に通じる共用の廊下に面した構造であること。ただし、一戸建て等各室がそれぞれ独立している施設であつて、通路等が共用のもの又は外部から見通しのできる構造となつているものについては、この限りでない。 2 内装は、天井及び壁面の仕上材に鏡等を用いない清そなものであること。 3 浴室の内部が当該浴室の外から容易に見えるような構造でないこと。
駐車場等	1 駐車場等から玄関又はフロント等を経由せず、直接客室に通じることができる専用の人の出入口を有する構造でないこと。 2 道路から玄関、駐車場等の見通しを妨げるノレン等の遮へい物がないこと。
外観等	1 屋根、外壁等は、意匠等が著しく奇異でなく、かつ、けばけばしい色彩を用いたものでないこと。 2 道路に面する塀は、原則として0.5メートル程度の高さとすること。 3 ネオンサインは、白色又は白色を基調とした3色以内のものとし、順次又は一斉に点滅する方式のものでないこと。 4 建物を照明する以外の用に供するための投光器その他これに類する照明装置を設置したものでないこと。
広告、看板等	施設の外部には、休憩料金、空室の状況を示す表示その他周囲の良好な生活環境及び都市景観を損なうおそれのある広告物を備えないこと。
緑化	1 建築物の敷地は、当該面積の10パーセント以上の植樹帯を設置したものであること。 2 道路に面する位置の緑化は低木とすること。

備考 ネオンサインは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域及び商業地域にあつては、この基準(色は除く。)によらないことができる。

別記様式(第13条関係)

(一部改正〔昭和63年規則3号・平成11年42号・20年71号・24年34号〕)

別記様式（第13条関係）

(表)

ミ リ メ ト ル ↓	立入調査員証 第 号 職名 氏名 年 月 日生 上記の者は、相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例第13条の規定により、 立入調査を行う職員であることを証明する。 年 月 日 相模原市長 <input type="checkbox"/>
	90ミリメートル

(裏)

相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例(抜粋)

(立入調査)

- 第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に当該建築物、建築物の敷地又は建築現場に立ち入り、必要な調査を行わせることができる。ただし、日出前及び日没後においては、関係者の承諾があった場合を除き、立入調査を行ってはならない。
- 2 前項の規定により、立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。